

指定障害福祉サービス事業所（短期入所除く）	御中
指定障害者支援施設	御中
指定障害児通所支援事業所	御中
指定特定相談支援事業所	御中
指定一般相談支援事業所	御中

南国市福祉事務所障害福祉係

契約内容報告書の提出省略について（通知）

平素は、本市の障害福祉行政にご理解及びご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、各事業所において利用者とのサービス利用の新規契約、契約内容の変更及び契約終了の際に、支給決定市町村へ契約内容報告書の提出をお願いしております。このたび、国の事務連絡において、市町村が契約内容報告書の提出可否を判断できると示されたため、本市では提出を省略できることとします（計画相談支援・障害児相談支援は除く）。

事業所におかれましては、下記をご確認いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1. 国の事務連絡内容

令和7年7月30日付「「介護給付費等に係る支給決定事務等について」等の一部改正について」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、こども家庭庁支援局障害児支援課連名事務連絡）により、市町村が審査支払事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合であって、契約内容情報を別途管理する必要がない場合には、市町村の判断により、契約内容報告書の提出を省略できると示されました。

2. 南国市の取り扱い

- ・令和8年5月31日までに契約をされた内容に関しては、現行どおり契約内容報告書の提出が必要となります。
- ・令和8年6月1日以後に契約された場合においては、契約内容報告書の提出は不要となります。
- ・計画相談支援・障害児相談支援については、国民健康保険団体連合会の情報から契約内容の確認ができないため、従来どおり提出が必要です。

3. 留意事項

- ・受給者証の事業所記入欄については、引き続き記載が必要です。記載ができていない場合は基準違反となり指導の対象となります。
- ・本市より契約内容について照会することがありますので、ご協力をお願いいたします。
- ・本市以外の市町村の取扱いは各市町村にご確認ください。

【お問い合わせ先】

南国市福祉事務所 障害福祉係
担当：山本、中澤
TEL：088-880-6566